

|               |   |
|---------------|---|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 井内 洋典   |
| 登録番号又は法人番号    | 08371985  |
| 所属する単位会       | 徳島県行政書士会  |
| 事務所所在地        | 徳島県小松島市小松島町字新港29の3  |
| 処分年月日         | 令和2年4月8日  |
| 処分内容（種類）      | 1月間の業務の停止<br>(停止期間 令和2年4月22日から令和2年5月21日)  |
| 上記処分をした理由     | <p>弁護士ではなく、かつ、法定の除外事由がないにもかかわらず、報酬を得る目的で、平成28年7月頃、Aから不貞行為の慰謝料請求について依頼を受け、請求すべき慰謝料について自らの見解を示してAに助言した上で、自らがAから一任された「代理人」であると名乗る通告書を作成して、Aに指示をし、Aをして相手方に送付するなどした。</p> <p>また、利益を得る目的で、自身のウェブサイトにおいて、弁護士法第74条第2項に規定する法律相談その他法律事務を取り扱う旨の掲示をした。</p> |
| 上記処分の根拠となる法令  | <p>弁護士法第72条、同法第74条第2項<br/>行政書士法第1条の2第2項、同法第1条の3第1項ただし書</p>  |